名古屋市介護·障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金交付要綱

(通則)

- 第1条 名古屋市介護・障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(目的)

第 2 条 この要綱は、介護・障害福祉職員等が奨学金を返済するために要した費用の一部を助成することにより、介護・障害福祉人材の確保、定着及びキャリアアップを図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 介護事業所・障害福祉サービス事業所等 老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定等に基づく別表1に掲げる事業を行う事業所又は施設をいう。
- (2) 介護・障害福祉職員等 介護事業所・障害福祉サービス事業所等において入浴、排泄、食事、訓練・ 指導等の利用者の支援や援助を担当する職員、相談支援を担当する職員及び看護を担当する職員をい う。
- (3) 常勤 介護事業所・障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいう。
- (4) 奨学金 修学に要する費用に充てることを主な目的として、介護・障害福祉職員等が本人の名義で借り受けた勤務条件等による返済免除制度のない資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 別表 2 に定めるもの。
 - イ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けされているもの(ア の資金を除く。)で、市長がアの資金に準ずると認めたもの。

(助成金の交付対象者)

- 第4条 この要綱による助成金の交付の対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件の全て(第8条の規定による申請をする年度の前年度以前に交付の決定を受けた者が前年度と同一の事業者に引き続き雇用されている場合において、継続して当該年度に当該申請をするときは、第1号から第3号まで及び第5号の要件)を満たす者とする。
- (1) 市内に存する介護事業所・障害福祉サービス事業所等(以下「対象事業所」という。) を運営する民間事業者(それぞれの対象事業所の間で人事の異動を行う等相互に密接な関連を有する事業者は、同の事業者とみなす。以下同じ。) に常勤の介護・障害福祉職員等として直接雇用された者であること。

- (2) 申請日及び申請日の属する年度の末日において対象事業所に在籍しており、かつ就業を継続する意思があるとして、当該事業所を運営する事業者から推薦を受けた者であること。
- (3) 自ら奨学金を返済していること。
- (4) 助成金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 助成金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他法令等による奨学金を対象とした類似の助成(以下「類似助成」という。)を受けていないこと。ただし、助成金の交付対象経費(以下「対象経費」という。)、類似助成の交付対象経費を明確に区分できる場合は、この限りではない。

(対象経費)

第5条 対象経費は、対象者が第7条の規定による助成対象期間において奨学金を返済するために要した費用(遅延利息、振込手数料を除く。)とする。

(助成金額)

第6条 助成金の交付額(以下「助成金額」という。)は、対象経費の実支出額(繰上償還分を除く。)と、 別表3の第1欄に掲げる助成要件に対応する第2欄に定める助成基準額とを比較し、少ない方の額と する。

(助成金の交付対象期間)

- 第7条 助成金の交付対象期間(以下「助成対象期間」という。)は、第8条の規定による申請した日の 属する年度とする。
- 2 対象者一人当たりの助成対象期間は、助成を開始した初月から起算して連続する5年間を上限とする。

(助成金の交付申請)

- 第8条 助成金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、名古屋市介護・障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金交付申請書兼返済計画書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 雇用証明書兼推薦書(様式第2号)
- (2) 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類
- (3) 保有資格に関する書類(資格を有している場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

- 第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、名古屋市介護・障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金交付決定通知書 (様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、名古屋市介護・

障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金不交付決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知する ものとする。

(助成金の変更交付申請)

- 第10条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた申請者(以下「交付対象者」という)は、第8条の規定による申請の内容を変更するときは、変更事由が発生した日から起算して14日以内に、名古屋市介護・障害福祉職員等奨学金返済支援事業変更交付申請書(様式第5号)に当該変更に係る資料等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更を決定し、名古屋市介護・障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付対象者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。
- 2 規則第8条第1項に規定する期日は、交付対象者が第8条の規定による通知を受けた日から14日 を経過した日とする。

(請求及び支払)

- 第12条 交付対象者は、勤務及び返済の実績が確定したときは、市長が別に定める期日までに、名古屋 市介護・障害福祉職員等奨学金返済支援事業助成金実績報告書兼交付請求書(様式第7号)に、次に掲 げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金を返済したことを証明する書類
- (2) 就労証明書(様式第8号)
- (3) 類似助成による助成額を証明する書類(類似助成を受けている場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で助成金額を確定し、申 請者に助成金を交付する。

(助成金の流用禁止)

第13条 申請者は、この要綱により交付される助成金を、第5条の規定による対象経費に充てるものとし、それ以外の目的に流用してはならない。

(交付対象者の責務)

第14条 交付対象者は、本市の介護・障害福祉の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者の運営する介護事業所・障害福祉サービス事業所等に継続して勤務するように努めなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付し た助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。
- (1) 助成金の交付決定の条件に反する行為等があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他助成金の交付決定を取消し、又は助成金を返還させることが適当と認められるとき。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて 提出されている請求書は、この要綱による改正後の各要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づい て提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて 提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づい て提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表1(第3条関係)

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
療養介護
生活介護
短期入所
重度障害者等包括支援
障害者支援施設
自立訓練(機能訓練・生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援
就労定着支援
共同生活援助
計画相談支援
移動支援
精神障害者地域活動支援
デイサービス型地域活動支援
作業所型地域活動支援
福祉ホーム
日中一時支援
児童発達支援
放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
障害児相談支援

別表2(第3条関係)

地方公共団体の実施する奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費及び就学支度金)
地方公共団体の実施する母子父子福祉資金(修学資金及び就学支度資金)
地方公共団体の実施する育英資金
独立行政法人日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
公益財団法人交通遺児育英会奨学金
一般財団法人あしなが育英会奨学金

別表3(第6条関係)

1 助成要件	2 助成基準額
第4条各号の要件の全てを満たす	150,000円
	(助成基本額)
上記に加え、次のいずれの要件も満たす	225,000円
・申請日現在、実務者研修を修了しているか、介護支援専	(助成基本額に 75,000 円を加算)
門員、相談支援専門員、看護師、准看護師のいずれかの	
資格を有している。	
・申請日の属する年度の末日現在、対象事業所に継続して	
3年以上在籍している	
上記に加え、次のいずれの要件も満たす	300,000円
申請日現在、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専	(助成基本額に 150, 000 円を加算)
門員、看護師、准看護師のいずれかの資格を有している。	
・申請日の属する年度の末日現在、対象事業所に継続して	
4年以上在籍している	

- ※1 介護福祉士養成施設や福祉系高等学校を卒業(修了)する等し、介護福祉士国家試験の受験資格を 有する場合は、実務者研修を修了しているものとみなす。
- ※2 申請日の属する年度における奨学金返済月数、対象事業所在籍月数又は助成対象期間が 12 月に満たない場合の助成基準額は、第 2 欄に定める助成基準額に当該奨学金返済月数、対象事業所在籍月数又は助成対象期間のうち最も少ない数を乗じて得た額を 12 で除した額(円未満の端数は切り捨てる。)とする。なお、この場合の対象事業所在籍月数は、申請日の属する年度の各月末現在における在籍の有無により算定する。